



議案第 十号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する

条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松 村 一 斎 成

昭和五拾五年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する

条例の一部を改正する条例

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例（昭和五十四年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「八十五万円以内」を「百万円以内」に、「百二十八万円以内」を「百五十万円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。